

地域包括支援センター  
指定居宅介護支援事業所  
指定第1号訪問事業訪問介護事業所  
指定第1号通所事業通所介護事業所

} 様

那覇市ちゃーがんじゅう課長

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業  
(訪問・通所)の令和4年度介護報酬改定について(通知)

日頃から当市の高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。  
さて、介護給付サービスにおける令和4年度介護報酬改定に伴い、下記のとおり改定します。  
ご利用者様への御案内、その他必要な手続等についてご対応をお願いいたします。

記

1 介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

(1) 加算の概要

介護職員の処遇改善をより一層進めるため、対象介護事業所(常勤換算)1人当たりの収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置として、介護職員等ベースアップ支援加算(以下「新加算」という。)を創設する。

(2) 取得要件(①及び②を全て満たすこと)

- ① 現行の介護職員処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得している事業所であること
- ② 新加算の算定額を上回る介護職員等の賃金改善を行い、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

(2) 加算率

サービス区分	加算率
第1号訪問事業 ① 旧介護予防訪問介護相当サービス ②訪問型サービスA	単位数合計×24/1000
第1号通所事業 ① 旧介護予防通所介護相当サービス ②通所型サービスA	単位数合計×11/1000

(3) 施行日

令和4年10月1日以降のサービス提供分から

2 新加算に係る届出等について

新加算を取得する第1号事業（訪問・通所）事業所は、以下のとおりお手続きください。

(1) 提出書類（詳細は那覇市HP [介護保険サービス（全サービス）事業者へのお知らせ](#) [令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算について](#)をご確認ください。）

- ① 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※サービスAについては提出不要

(2) 提出期限

提出書類：算定開始月の前々月の末日まで

※居宅サービス（訪問介護・通所介護）と併せて8月末に令和4年度分の計画書等を提出済の事業者については、提出は不要です。

(3) 提出先及び提出方法

那覇市福祉部ちやーがんじゅう課施設グループへ郵送してください。※当日消印有効

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

(4) その他

賃金改善期間後、処遇改善実績報告書の提出が必要です。詳細は、別途、市HPで御案内いたします。

3 第1号事業（訪問・通所）単位数サービス表等について

令和4年10月1日以降のサービス提供分から適用する単位数サービスコード表及び単位数表マスタ（CSV）は、準備が整い次第、市HPに掲載いたします。

**【問合せ先】**

ちゃーがんじゅう課 総合事業グループ

電話 098-862-9010（内2525、2430）